

令和2年7月1日

職員のマスク着用に関する熱中症予防対策について

当組合では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、組合員・利用者の皆さまに安心してご利用頂くため、職員のマスク着用を義務付けております。

しかしながら、これから夏期にかけての気温・湿度の上昇に伴い、こうした環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。

つきましては、職員の熱中症を防止するため、単車での移動中や同乗者がいない車内、また、屋外で周囲に人がいない場所での作業等、対人距離を十分に確保できる状況においては、マスクを外して業務を行うことがございます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。